

令和3年度(2021年度)第5回環境審議会 議事録要旨

1 日時 令和4年(2022年)2月15日(火曜日)10時00分から11時13分まで

2 場所 熊本市役所 本庁舎9階会議室

3 出席者 環境審議会委員(13名)

※以下の委員はオンライン参加

篠原 亮太	会長	高宮 正之	副会長
鳥居 修一	副会長	阿部 淳	委員
川越 保徳	委員	張 代洲	委員
中田 晴彦	委員	原島 良成	委員
宮瀬 美津子	委員	泉 勇氣	委員
阪本 恵子	委員	宮園 由紀代	委員
村山 勝年	委員		

事務局(5名)

三島 健一	環境局長	本田 昌浩	環境推進部長
池田 賀一	首席審議員兼環境政策課長	吉田 香織	環境共生課長
橋本 倫子	環境政策課副課長		

4 欠席者 環境審議会委員(2名)

波村 多門	委員	澤 克彦	委員
-------	----	------	----

5 次第

(1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

(2) 議題

審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

(3) 閉会

6 配布資料

次第

資料1 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

資料1(別紙1) 環境保護地区の解除理由の明確化について

資料2 環境保護地区の指定解除について(報告)

(注)本文中では、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第6条第1項」を「条例」、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則第5条」を「規則」と記載する。

開 会

【事務局挨拶】

三島 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第10条第2項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員15人中13名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について】

篠原 会長 池田二丁目環境保護地区の指定解除について、事務局からの説明を求める。

吉田 環境共生課長

(資料1、資料1(別紙1)について説明)

池田二丁目環境保護地区の解除について、第4回環境審議会においてご質問、ご意見をいただいた点について、再度整理したので説明する。

資料1について、内容は3点となる。まず1点目、条例の条文の解釈について、条例の解釈と今回の解除案件に適用できるか、という内容である。

2点目は土地所有者からの申出による解除について、3点目は環境保護地区の指定方針についてである。

資料2ページでは、第4回環境審議会でもいただいたご質問、ご意見に対応する形で事務局の回答と今回の資料を表で示している。

1の条例は平成15年の改正で追加されたが、当時の資料を確認したうえで市の法制担当部署に確認した。改正前は、解除にあたっての詳細な規定がなかったことから、当時の環境審議会に対し「指定解除となりうる理由」として資料3ページの7項目をお示しし了承いただいた。その7項目を条例及び規則に盛り込み、現在の条文となっている。その内容を資料1(別紙1)にてご説明する。

別紙1は上の枠内が、指定解除理由の7項目で、下の枠内が条例と規則の抜粋であ

る。この7項目を条文化するにあたり内容を整理した結果、条例第3号で、7項目のうち項番3を例示したうえで、項番3～6を「その他の規則で定める場合」と読むようにしたつくりとしている。

さらに項番3～6を規則で受けて、並列で記載し、「いずれかの場合」に解除できる、としていることから、相続によらない場合であっても解除できると解釈する、というのが市の見解である。

条例の条文については、法務執務上、原島委員からのご指摘はごもっともである。しかしながら、改正当時の記録から判断すると、違和感が残るものの、無効とまでは言えないという考えである。

資料1の2ページの表に戻っていただきたい。

次に2の土地所有者からの申出による指定解除についてである。土地所有者はA、B、C、Dの4名で、うちC氏が死亡されているため、相続人の意向の確認を行わなければ、全員一致での解除はありえないのでは、というご意見をいただいていた。

C氏の相続人や土地所有者の意向を確認して、適用条項を整理し、4ページに記載している。上段左側に土地所有者A、B、C、Dの関係を、右側に環境保護地区の土地を筆ごとに番号をつけて示している。亡C氏の⑤、⑥の土地は相続により、B氏が所有者となっていることから、環境保護地区の土地所有者はA、B、D氏の3人となり、3人全員から解除の申出をいただき受理したところ。下段の表に、土地ごとに所有者、申出理由、適用条項を整理している。

土地①、②、③、④、⑦については、規則第3号の「保護協定締結後10年以上経過した場合で、所有者からの解除の申出があったとき」を適用し、土地⑤、⑥については、条例第4号の「市長がやむを得ないと特に認める場合」の適用を考えている。

資料1の2ページの表の3、環境保護地区の指定方針についてである。前回審議会では、解除理由の一つとして、指定基準の面積2,000㎡を下回るためと説明した。その際に、指定基準の面積要件2,000㎡以上の根拠や、指定基準を運用上、内規として扱ってきたことについて、ご意見をいただいた。この面積要件は、指定の基準であっても解除の要件には当てはまらないと訂正する。今回、指定に関する資料を指定前に遡って確認し、過去の経緯も含めて整理した。

資料5ページでは、環境保護地区の指定にあたり、緑地調査後、一定の指標を設けて評価し、その結果をもとに指定を行ってきた経緯を記載している。環境保護地区の制度が始まる前の昭和58年度から、事前調査として「自然環境調査」を実施し候補地を選定しており、平成14年度までに11箇所が指定されている。その調査の中で用いた緑地の評価が、指定基準の始まりとなっている。緑地の評価には、植生、緑量、景観の三つの指標があり、それぞれAからEの5段階評価を行う。評価A～Eでは、Aが最も高い評価となる。指定にあたっては、各緑地の評価結果について、三つの指標のうち、いずれかが最も高いA評価に該当するものを選定し、環境審議会の意見を聞いて、指

定を行ってきた。平成 15 年度の環境審議会において、指定に当たっての基準が明確でないとの指摘を受け、「指定方針」として明文化した。この指定方針が前回、「内規」と説明したものである。この指定方針は、本来なら、決定後、対外的に明らかにしておくべきところ公表していなかったため、今後は「熊本市審査基準集」において公表することとする。

篠原 会長 環境保護地区の指定解除に伴うものと、保護地区の指定方針を公にしているという二つの話があった、事務局からの説明についてご意見等はないか。

原島 委員 資料 1 (別紙 1) の条例の書きぶりについて質問する。前回の審議会での私の質問について調査いただいたものと思う。上部の枠の中の 7 項目について、そのうち条例に明記されたものもあるが、7 項目のうちの第 4、6 は条例に書かれずに結果的に「その他規則で定める場合」として規則に送られた訳であるが、なぜ条例に書かれなかったのかを教えて欲しい。

吉田 環境共生課長 条例の項目の盛り込み方であるが、法制担当とも話した。なぜ一つ一つ、一対一で盛り込まなかったかという点は、やはり疑問が残る。しかし、これらの項目を盛り込むという方針で作られている経緯を踏まえると、規則の中で読み取って、条例の中で読み取るという形をとったということである。

原島 委員 盛り込むつもりであったということは何か文章で残っているのか。

吉田 環境共生課長 この指定方針の明確化についての文書があり、その中から確認した。その文章自体を、環境審議会にかけてあるということで、そういう意思決定がなされたものと理解している。

原島 委員 当時は環境審議会に市議会議員もいたかもしれないが、議会に提出された文書や、議会での説明にも、条例第 3 号には相続によらない場合も含まれるということは明記されているのか。

吉田 環境共生課長 議会に提出された書類を確認させていただきたい。

原島 委員 確認していただいたとして、仮に、議会においてそういう意図があった、それは立法者意図と言われるが、そのような意図があったとしても条例第 3 号の中に相続がなかった場合にも解除できるという話しを読み込めるかということ、結論的にはちょっと無理ではないかと思う。それは前回もご説明したが、条例に明記されていないとい

うことが非常に大きく、相続があった場合とそうでない場合との違いは非常に大きい。相続は法定相続人が相続することは仕方ないことである。法律で決まっていて、土地を受け取ることになる。その時に制限まで付随するというのは苛酷である。それに対して譲渡や、期間経過というのは、相続と同等にはちょっと考えにくいところ。資料 1（別紙 1）によると赤い波線が引いてある部分、これで拡張されていると説明されたが、そこを審議会の委員の皆さんにお考えいただきたい。

条例で書かれていないことを規則で拡張することは、基本的にはできないと考えられている。それができるとしたら、全部要件は条例ではなくて規則で書けばよいとなる。規則は議会の議決は経ずに、首長部局限りでつくることのできる。

規則で広げた部分、相続がなかったのに解除できるという部分が立法者意図として、当初あったとしても、現につくられた条文には組み込まれなかったという点を重視すべきではないかということ、審議会に提示する。

篠原 会長 一部の土地については、条例第 4 号「市長はやむを得ないと特に認める場合」という項目を適用して解除するということになっているが、これとの関係はどうなるのか。

原島 委員 それは「やむを得ないと特に認める場合」の基準がどうなっているのかというところになる。規則第 3 号の適用と整理されるとするとちょっと無理があると思う。それをしたいのであれば、元々の条例を書き直さなければいけないと思う。

篠原 会長 資料 1 の 4 ページにある適用条項を見ると、C 氏、相続した B 氏の分に関しては、条例第 4 号を適用するとなっているが、これはどうなるのか。

原島 委員 それはむしろ事務局に聞きたいところ。相続があったので、条例第 3 号を適用すればいいのではないか。

吉田 環境共生課長 当初はご指摘のとおり、条例第 3 号の相続による経済的な理由により解除の申出があった場合を適用しようとしていたが、経済的な理由を証明する基準が難しい部分があるということで、B 氏の事情を考えると条例第 4 号の「やむを得ない」を適用する方が良いと判断した。

原島 委員 B 氏の事情とはどのようなものなのか。

吉田 環境共生課長 資料 1 の 4 ページに記載しているが、遠方に住んでいて管理が十分にできていないということと、相続で引き継がれた、そして経済的な理由によると

という言葉だけでいただいているが、経済的な理由で土地の売買も考えていると申出をいただいているので、そのような背景事情を考えると、やむを得ない、と判断したい。

原島 委員 遠方に住んでいるというのは、特に認める場合に入るのか。

吉田 環境共生課長 遠方に住んでいるだけだと、なかなか難しいのかなとは思いますが、元々持っておられた③、④を手放したいという意向と、相続した⑤、⑥を手放したいという意向があったので、そのようにしたいと思っている。

原島 委員 譲渡したいという意向があったら、それは当然解除したいだろうが、譲渡したいという意向があることは、市長が特に認める場合に含まれるのか。

吉田 環境共生課長 土地の売買も考えてらっしゃるという事情で、当てはまると考えている。

原島 委員 そうなると解釈がかなり広がる。売りたくなったら条例第4号で解除できるということで、3号の要件よりずっと緩い要件が条例第4号になってしまうがそれで間違いないか。

吉田 環境共生課長 法制担当と協議し資料を作成し、回答を出している。

原島 委員 経済的な理由が解除の申出理由としては書いてあるが、それは、調査していないし、諮ってもいないということか。経済的な理由というのを重んじて、条例4号に当てはめたということではないと聞いたが、それによろしいか。

吉田 環境共生課長 細かな調査は行っていない。

篠原 会長 今の議論をお聞きになって、皆さんいかがか。今回の解除理由が成り立つか、これでいいかどうか、他の委員の意見を聞きたい。

川越 委員 規則第2号や第3号について、条例に記載がないので、その他の規則で拡張できないとしたら、実効性がない、無意味であると解釈するのか。

原島 委員 規則に書いてあり、条例には書かれていない部分は効力を持たない可能性が非常に高い。議会で審議を受けたのかどうかというのが非常に重要な点になる。

規則の要件が全く条文に表れていないとなると、議会の審議を受けていないし、その

ことが住民に対して示されていないと理解することになる。私の独自の解釈というわけでもなく、白紙委任禁止原則と言ひ、条例で定めるべき内容を規則で定めるとすることは、基本的にはできないと考えられている。規則で定めることができるのは、条例の内容をより正確に、詳しく言う技術的な内容が予定されている。

エピソードとして、熊本市職員の給与の手当について、様々な手当が条例に列記されているが、かつて規則に委任して、規則で昼休み窓口手当を作っていたことがあった。この昼休み窓口手当は裁判になり最高裁判所で無効とされた。熊本市の給与に関する条例に、昼休み窓口手当は書いていないでしょうということ。条例に書いていないものを規則で作ることはできないという、最高裁判所の判例があり、これは非常に有名なもの。

篠原 会長 規則を全般的にみて、これは、基本的には時間の経過によって解除できるという条項であるが、5年と10年はどこにも条例に記載がないということか。

吉田 環境共生課長 規則第2号と第3号については、条例の中には文言としてはない。最初の7項目を盛り込むというときに、本来ならば一対一で条例に盛り込むべきところであったが、一部を例示として挙げながら、その他の規則で受けているという形式になっている。事務局としては適用できると考えているが、法制担当に再度確認したい。

篠原 会長 原島委員の法学者としてのご意見をいただいた。そうなってくると、解除の条項として妥当であるかというところに、私たちは疑問を持ってしまった。皆さんこれで審議会としては、解除を認めるということはこの状態できるかどうか。皆さんの意見を聞きたい。

阿部 委員 今の議論を聞いているとかなり難しいように感じる。

中田 委員 原島委員のご意見は、有益な助言のように私は思えたので、熊本市としてももう一度精査して、後で市民に違和感を持たれないような判断を願いたい。

川越 委員 条例第4号の市長がやむを得ないと特に認める場合という規定を、拡大解釈というか、これ曖昧過ぎていて私もどうかと思うが、この規定を使って解除する可能性は考えられるのか。

吉田 環境共生課長 規則第2、第3号が使えないとなると、この条例のつくりを見ると、条例第4号の「市長がやむを得ないと特に認める場合」を適用することが可能であるかと考える。

篠原 会長 拡大解釈すれば、相続で取得した⑤と⑥の土地については、「市長がやむを得ないと特に認める場合」を使えば指定解除は可能であると。ただし、規則を使って解除するのはいかななものか、どう考えるかである。他の委員の意見はどうか。

張 委員 今の議論を受けて、条例第4号の「市長がやむを得ないと特に認める場合」は、どういう条件とするかを明確にして欲しい。

白黒はつきりさせるのは難しいと考えるが、具体的にどういう理由で、どういう条件で条例第4号を適用するということを明確にして欲しい。

篠原 会長 私の考えでは、⑤、⑥の土地は、「市長がやむを得ないと特に認める場合」を使えば指定解除は可能であるかもしれない。問題は、それ以外の土地であり、解除要件は規則に基づくとしているので、規則が適用できないということであれば、事務局どう考えるか。

三島 局長 事務局としての解釈は、先ほど説明したとおりである。本市の法制担当とも協議した上でこの規則の条項を適用すると。具体的には規則第3号を適用することが可能ということで判断して、本日の審議をお願いしている状況。しかし、原島委員の法学者としてのご見地から、その解釈はいかななものかというご指摘であるので、規則第3号を何が何でも適用というところまでは現時点では言える状況ではなくなった。

改めて、法制担当とも協議した上で、ご指摘についてはお答えできるように準備したい。

一方で、今回の案件について、条例第4号「市長がやむを得ないと特に認める場合」の規定も、やむを得ないとする範囲をどこに限定するのかということはある程度明示しないと、これはどれだけでも拡大していくということになるので、これを直ちに適用するというのも、なかなか断言しにくいところがある。

今回の案件については、施行第3号の適用が難しいということであるならば、条例第4号の適用が可能かどうかということについて、ご意見を賜ればと思う。

篠原 会長 条例はいずれ改正する必要があると思うが、解除を条例改正まで待ってもらおうということになる。条例改正は一旦置いておき、現条例で今回は環境審議会として解除することを認めたら、市として解除できるのか。

吉田 環境共生課長 市としての意見、環境審議会での審議の結果を受けて解除ができるものと考えている。

篠原 会長 採決するかどうか。

原島 委員 何とか状況を打開していかなければならないと思う。その際には条例第4号をどうやって適用していくのかを考えなければならない。本件がやむを得ないのかどうか、事情を整理しなければならないと思う。

その観点から、譲渡したいという意図があった場合、この土地を売りたいと考えたときには、解除すべきやむを得ない場合に当たるのかどうか、このことは明確にしておくべきであると思う。私はそれを認めてしまうと、条例で指定する意味はほとんどないと考える。譲渡するときに、規制があると値段に影響する。譲渡してしまえば環境保護できなくなってしまうことをどう考えるかを明確にすべきで、私は消極的に考える。

ただ、このまま解除できないと決まったかという、必ずしもそうではないと思う。幾つかの事情があって、長年この環境を守ってきて、既に指定の目的は達しているとか、様々な事情をこの条例第4号に込めて、審議会で審議して、解除するという判断はもちろんあり得るかなと思う。しかし、この審議会に出てきている資料は、そういったつくりになっていないので非常に審議がしにくいと感じている。

篠原 会長 協定締結後10年、所有者変更で5年という規定は条例のどこにもないが、協定を結んだときに、この解除の要件は相手方に提示しているのか。条例がどうであろうとも、協定書にこれが書いてあるのであれば、申し出たときに市として解除を拒否できないことになる。

吉田 環境共生課長 なぜ、この5年などの縛りがあるのかという、環境保護地区に指定されると交付金と協力金が交付されるが、その金銭を目的に土地を購入するということもあり得ると過去に環境審議会で審議があったため、この規定ができています。

協定書には、解除の要件についての文言はない。

篠原 会長 環境審議会として、条例の改正は当然必要だと思うが、今回、市長がやむを得ないと認めたときの規定を適用して、これを認めるかどうか。皆さんの意見で無理だということであれば、解除の決定は先送りになる。本日は、環境審議会としてある程度の結論を出したいと思う。

宮瀬 委員 原島委員のご意見を伺ってなるほどと思った。自然環境部会の報告を読ませていただいたが、この土地所有者の方々は早急に土地を売買する意向はない、また、開発も困難な土地のためすぐに自然が消滅することは考えにくい、しかし十分な保護ができていのかどうかというところもあった。

もしここで解除を認めてしまうと、協力金をお支払いしてそれなりに環境を守っていただくこともできなくなるのではないかと思う。もし所有者がもう少し待っていただけ

るのであれば、条例や規則を十分精査して、本件は今後の先例となると思うので、こういう場合には認めるといった方針をはっきりしてから再度検討するのはどうか。

今回認めるということになると、次の方が似たような内容で申し出たときに、そのときの判断が異なってくると、平等性も保たれないと思うので、ここは慎重に審議したほうがよいのではないか。

鳥居 委員 資料 1 の 4 ページの解除の申出理由として、A 氏と D 氏は制約を受けたくないとなっている。制約を受けたくないというのは、かなり所有者に足かせがついているという意味なのか。

吉田 環境共生課長 環境保護地区に指定されると、木の伐採や様々な行為をする際には届出などが必要になってくる。苦情等があった場合も速やかに対応していただくということもある。また環境保護地区だと、土地の取引もしにくいということも考えられる。

鳥居 委員 環境保護地区になると幾らかの支援があると先ほど説明された。

吉田 環境共生課長 固定資産税相当額の金額が交付されている。

鳥居 委員 それと比較しても、所有者は制約を受けたくないという気持ちの方が強いということか。

吉田 環境共生課長 この土地の固定資産税はそれほど高額でもない状況であり、その金額と比較しても、環境保護地区の指定を重視できないという印象である。

鳥居 委員 もう一つは資料 2 の中で、自然環境部会での主な意見の中に、所有者は早急に土地を売買する以降はないと書かれているが、資料 1 の 4 ページでは、経済的理由により土地の売買を考えていると書かれている。この点はどう解釈したらいいのか。

吉田 環境共生課長 とても急いで売り払いたいという感じではない。今後売買も考えて進めていきたいという意向である。

鳥居 委員 緊急性や緊要性がないように感じる。そうであれば、原島委員ご指摘のように、1 回整理して、規則などをもう 1 回整備し直したほうが、すんなりとハードルをクリアできるのではないかと思ったがいかがだろうか。

篠原 会長 宮瀬委員と同様の論旨であったと思うが、他の委員はどうか。

高宮 委員 自然環境部会での議論の際には、条例や規則の解釈については、事務局が作成した資料を前提として話しを進めていた。色々なお話を聞いて、資料をもう少しちゃんとしないとはっきりとした結論は出ないのかなと、自然環境部会の部会長として感じているところ。

現地調査したうえで、色々な事情については仕方がないと納得したところであるが、条例や規則の解釈自体がこれで難しいとなると、その点は部会でも審議していないので、その点を整理しない限りは解除に向けては進みにくいと感じた。

篠原 会長 事務局に尋ねたい。解除についての緊急性はないということで良いか。所有者から急いで解除してほしいという申出はあっているのか。

吉田 環境共生課長 そこまで急いでいるという感じではない。所有者にご説明しながら対処していくことになると思う。

篠原 会長 その他ご意見を伺いたい。

村山 委員 当初から市民からの要望でもあるし、早く解除したほうがいいのではないかと考えていた。資料を読んでもそう思っていたが、今回他の委員からの指摘や、事務局からの話等からも、もう少し時間をかけて、条例や規則の精査が必要ではないかと思った。その方が市民の納得を得られるのではないかと思う。

阪本 委員 私ももう一度精査したほうがいいのかと思う。相続された B 氏のお気持ちはよく理解できるが、同じような事例が再度あったときに、「市長がやむを得ない場合」で解釈を変えていくと審議会としても市としても困るのではないかと思う。もう一度考え直して、きちっと精査したほうがよいかと思う。

泉 委員 私も宮瀬委員と同じ意見である。今回、緊急性が認められるわけではなく、今後、条例や規則の整備を想定されているのであれば、公平性の観点からしっかり精査することがいいのではと思う。

川越 委員 これまでの保護地区の解除で、条例第 4 号や規則を適用した解除はあったのか。

本田 環境推進部長 これまでの解除では、条例第 1 号と第 2 号を適用して解除したという事例はあった。条例第 4 号や規則第 3 号などを適用した解除は今までない。

篠原 委員 指定方針の公開の件も本当は議論が必要かと思うが、これは指定の条件を公にしていくということであるから、これは皆さんよろしいか。これは即座にできるわけではないだろうが、時間をかけて公にしていく、審査基準に載せていくということである。

阿部 委員 自然環境部会で報告書を作るときの事務局がつくった案では、解除理由は経済的理由だった。それが先ほどの説明で、市の法務担当の部署に相談したら、経済的理由は基準が曖昧なのでそれは認められないということで、市長の裁量でとなった。

所有者の方を次年度まで待たせておけないと思いき、基準の見直しはできないだろうと思ったが、今回時間をかけて良いということであれば、経済的な理由の項目も事実上使えないのであれば、そこも見直しをしていただきたい。規則には書いてあるのに、実際それで申請が出てきたら、それは使えない規則ですとなるとまずいのではないかと思う。

篠原 会長 きちっとした条例から作っていくということになる。環境審議会としての議論をまとめると、指定解除については差し戻しというか、審議会としては認められないということになる。それで事務局はよろしいか。

吉田 環境共生課長 今回もたくさんのご意見を細かに精査して受け止めながら、市の法制担当とも協議しながら、分かりやすい形で市民の方にお示しできるようにしていきたい。

篠原 会長 再度確認であるが、我々は解釈だけで解除を議論できる状況にはないと考えている。解釈で対応するのではなく、条例改正で対応するということになると思っている。

中田 委員 例えば市の法制担当にも、この会議にオブザーバーとして参加いただくとか、あるいは事前に、原島委員などと話し合っていたりとか、そういうことをされたほうが会議全体としては、スムーズに進むような印象を持った。

吉田 環境共生課長 法制担当とも話しをしながら進めていきたい。

阿部 委員 今後の話しですぐというものではないが、環境保護地区のあり方についても、見直しをしていったほうが良いと思う。これは環境審議会全体でなく、自然環境部会で議論すべきことかもしれないが、環境保護地区に指定されても結局毎年少し金銭的な補助があるだけで、特に何があるわけでもない。そうすると所有者としては指定され

る意味を感じられないのではと思う。

今度のところにてムササビがいたとかいうことであるが、これがもし、保護地区に指定されたのをきっかけに、地元の方たちが、ムササビとか自然の観察会をやって毎年子どもたちが見に来るといったことがあれば、所有者もそう簡単に解除してもらおうとはならないと思う。保護地区に指定されても何があるわけでもないとなると、相続があったときや売ろうと思ったときに、解除の申請をしようとなってくると思う。

環境保護地区に指定するだけではなく、有効に活用していくということも市のほうである程度、考えていかないといけないと思う。

篠原 会長 私も同感である。環境保護地区の制度を続けるためには様々な活動をして、有効活用していく必要があると感じる。内容については事務局で当然検討してもらおうということになるが、自然環境部会でも検討をお願いしたい。事務局で調整は行う必要があると思うが、事務局の検討で足りない部分については自然環境部会で、色々な意見を出していくということをお願いしたい。事務局よろしいか。

吉田 環境共生課長 市街地周辺の有効な自然環境を残すために、指定当初の状況と変わってきているので、最近の状況を踏まえながら、環境保護地区のあり方を検討したい。

篠原 会長 市から所有者に接触することで、この土地を行政も大事に考えていると分かるので、市が放置してしまうと、もう売ってしまえということにもなってしまいますので、色々な活動、あるいは地域でコミュニケーションをとって、環境保護地区の自然環境が存続していくようにやっていただきたいと思う。

篠原 会長 これ以上は申さないが、そこを理解していただきたい。これ以上意見はいただかなくて結構だが、他の委員の意見を聞きたいと思う。皆さんいかがだろうか。

(意見なし)

篠原 会長 事務局から提出された再整理案でよろしいか。問題なければそのまま進めていくが。審議会の総意としてこれで行くということであれば、これはこれで処理しても構わないがいかがだろうか。

他にご意見なければ、これで閉会としたいが皆さんよろしいか。

(意見なし)

終 了

篠原 会長 本日本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和3年度第5回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返すする。

橋本 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成して後日委員に確認をいただきたい。また、これまで熱心にご議論いただいた第4次熊本市環境総合計画については完成次第ご報告する。

以 上